

令和5年度 高知県教育旅行体験プログラム支援事業 実施要綱

(事業の目的及び内容)

第1条 この事業は、高知県外の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校(以下「学校」という。)が実施する、学習指導要領に定める学校行事で、修学旅行に該当する「旅行・集団宿泊の行事」(以下「教育旅行」という。)で体験プログラム経費の一部を助成することにより、高知県への教育旅行の誘致を促進することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条に基づき、次条の助成要件を満たす高知県への教育旅行を取り扱う旅行会社に対し、予算の範囲内で助成する。

(助成要件)

第3条 以下のすべての要件を満たし、事前に(公財)高知県観光コンベンション協会(以下「協会」という。)会長(以下「会長」という。)に助成金を申請し、会長が承認した教育旅行を対象とする。

- (1) 高知県外の学校が、実施する教育旅行であること。
- (2) 令和5年4月1日から令和6年2月29日までの間(宿泊日基準)に、高知県内の宿泊施設に1泊以上宿泊し、生徒及び教職員で50人泊以上の学校であること。
- (3) 旅行会社は本事業を活用するにあたり、助成額を旅行代金から割引して販売すること。
- (4) 龍馬パスポート事業に登録している体験プログラム(以下「体験プログラム」という。)又は、オーセンティックよさこいが行程に含まれ実施すること。
- (5) 学校に提出する見積明細書及び最終費用明細書に協会からの助成を受けていることを明らかにするとともに、助成金額を明示すること。
- (6) 協会が実施する他の助成事業と重複していないこと。

(助成金額)

第4条 助成金額は、承認した教育旅行を実施する学校1校につき、教育旅行の中で実施する体験プログラムの総額費用の半額、上限100,000円(※100円未満は切り捨て)とする。

(申請)

第5条 助成金を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、旅行出発日の前日から起算して14日前までに、下記の書類を会長あてに持参又は郵送により提出するものとする。なお、期限までに提出がない場合は、助成金の申請を受理しないことがある。

提出書類

- (1) 助成金交付申請書(別記第1号様式)
- (2) 教育旅行行程表
- (3) 学校に提出した各項目記載の見積明細書(写)。(※体験の予約請書を添付)
- (4) 当該支援事業の申請に係る学校の確認書(別記第2号様式)
- (5) 学校の概要がわかるもの

(助成の決定)

第6条 会長は、申請に基づき助成の可否を決定し、「助成金交付決定通知書」にて、申請者に対して通知する

ものとする。

(事業の変更・廃止)

第7条 申請者は、助成事業の内容を変更する場合、予定の期間に事業が完了しないと見込まれる場合、又は事業を廃止する場合は、速やかに変更・廃止承認申請書(別記第3号様式)を提出し、会長の承認を受けるものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、助成事業終了日の翌日から起算して14日以内に下記の書類を持参又は郵送により提出するものとする。なお、期限までに提出がない場合は、助成金を請求する権利を自ら放棄したものとみなすことがある。

提出書類

- (1) 実績報告書(別記第4号様式)
- (2) 請求書(別記第5号様式)
- (3) 学校に提出した各項目記載の最終費用明細書(写)。
- (4) 宿泊領収書(写)、宿泊クーポン(写)、宿泊証明書(原本)など会長が必要とするもののうちいずれか。上記いずれも、宿泊人数(参加児童又は、生徒と引率者の人数)がそれぞれ明記されたもの。
- (5) 助成金対象経費(高知県内体験プログラム)すべての領収書(写)、又はクーポン(写)等、支払った事が証明できるもの、会長が必要とするもののうちいずれか。
- (6) 最終の教育旅行行程表

(助成金の交付)

第9条 会長は、前条の実績報告が適当と認められるときは、助成金の額を確定し交付する。ただし、協会が実施する他の助成事業との重複は不可とする。

(交付の取消)

第10条 助成金の交付決定後もしくは確定後において、申請もしくは報告内容に虚偽が認められるときは、会長は当該決定を取り消すこととし、既に助成金が交付されているときはその返還を求めるものとする。また、当該事実が判明した時点から2年間は協会が行う助成事業の申請を不可とする。

(検査等)

第11条 会長は、必要に応じ申請者に対して、助成事業の実施状況についての報告を求め、又は調査ができるものとする。

(関係書類の整備)

第12条 申請者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了年度の翌年から5年間保管すること。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、協会が別に定めるものとする。

附則 この要綱は令和5年4月1日から施行する。